国立大学法人東京農工大学職員の労働時間、休暇等に関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学職員の労働時間、休暇等に関する規程を次のとおり改正する。

現行	改正	改正理由
本則 (所定労働時間) 第3条 (略) 2 (略) 3 <u>業務の都合上必要があると認める場合は、</u> 前項に規定する始業・終業時刻、休憩の時刻を変更することがある。 (新設)	本則 (所定労働時間) 第3条 (略) 2 (略) 3 前項の規定にかかわらず、業務の都合上必要があると認める場合は、前項に規定する始業・終業時刻、休憩の時刻を変更し、別表第1の2のとおりとすることができる。 4 前2項の規定にかかわらず、特別の理由があると認める場合	
4 前3項の規定にかかわらず、国立大学法人東京農工大学育児休業・介護休業等規程(以下「育児・介護休業等業規程」という。)第16条の規定により育児短時間勤務をする職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)及び育児・介護休業等規程第40条の規定により介護短時間勤務をする職員(以下「介護短時間勤務職員」という。)の1日の勤務時間及び1週間当たりの所定労働時間は、当該勤務内容に基づき、学長がそれぞれ定める。	は、前2項に規定する始業・終業時刻、休憩の時刻を変更することがある。	
 5 (略) (年次休暇) 第19条 年次休暇は、一の年(1月1日からその年の12月31日まで)ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。 	6 (略)(年次休暇)第19条 年次休暇は、一の年(1月1日からその年の12月31日まで)ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。	

(1) • (2) (略)

(3) 当該年において、新たに国家公務員(特別職に属する者を 含む。)となった者、国立大学法人、大学共同利用機関法人、 国立高等専門学校機構、大学評価・学位授与機構及び国立大 学財務・経営センター(以下、「国立大学法人等」という。) の職員となった者、独立行政法人通則法(平成11年法律第103 号)第2条第2項に規定する特定行政法人の職員となった者、 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭 和29年法律第141号)の適用を受ける職員となった者、地方 公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律 第99号)第1条に規定する公庫その他その業務が国の事務若 しくは事業と密接な関連を有する法人のうち国家公務員退職 手当法施行令第9条の2各号に掲げる法人の職員となった者 (以下「交流職員」という。)で、人事交流として引き続き職 員となった者は、交流職員となった日において新たに職員と なった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇 の日数を減じて得た日数(当該日数が基本日数に満たない場合 にあっては、基本日数)

(4)~(7) (略)

(病気休暇及び特別休暇の請求等)

第26条 (略)

2~4 (略)

(新設)

(1) • (2) (略)

(3) 当該年において、新たに国家公務員(特別職に属する者を 含む。)となった者、国立大学法人、大学共同利用機関法人、 国立高等専門学校機構、大学評価・学位授与機構及び国立大 学財務・経営センター(以下、「国立大学法人等」という。) の職員となった者、独立行政法人通則法(平成11年法律第103 号)第2条第4項に規定する行政執行法人の職員となった者、 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭 和29年法律第141号)の適用を受ける職員となった者、地方 公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律 第99号)第1条に規定する公庫その他その業務が国の事務若 しくは事業と密接な関連を有する法人のうち国家公務員退職 手当法施行令第9条の2各号に掲げる法人の職員となった者 (以下「交流職員」という。)で、人事交流として引き続き職 員となった者は、交流職員となった日において新たに職員と なった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇 の日数を減じて得た日数(当該日数が基本日数に満たない場合 にあっては、基本日数)

(4)~(7) (略)

(病気休暇及び特別休暇の請求等)

第26条 (略)

2~4 (略)

5 1月を超える病気休暇を承認されていた職員が、その療養期間 中又は療養後に職務に復帰するときは、国立大学法人東京農工 大学職員休職規程第9条(同条第8項を除く。)の規定を準用す る。この場合において、同条第1項中「2週間前」とあるの は、「1週間前」と読み替えるものとする。

6 (略)

5 (略)

別表第1(第3条関係)

労働時間 午前8時30分から午後5時15分 休憩時間 午後0時00分から午後1時まで

(新設)

別表第1(第3条第2項関係)

労働時間午前8時30分から午後5時15分<u>まで</u> 休憩時間午後0時00分から午後1時00分まで

別表第1の2(第3条第3項関係)

第Ⅰ勤務	労働時間	午前8時30分から午後5時15分まで
	休憩時間	午後1時00分から午後2時00分まで
第Ⅱ勤務	労働時間	午前9時00分から午後5時45分まで
	休憩時間	午後0時00分から午後1時00分まで
第Ⅲ勤務	労働時間	午前9時00分から午後5時45分まで
	休憩時間	午後1時00分から午後2時00分まで
第IV勤務	労働時間	午前9時30分から午後6時15分まで
	休憩時間	午後0時00分から午後1時00分まで
第V勤務	労働時間	午前9時30分から午後6時15分まで
	休憩時間	午後1時00分から午後2時00分まで
第VI勤務	労働時間	午前10時00分から午後6時45分まで
	休憩時間	午後0時00分から午後1時00分まで
第VII勤務	労働時間	午前10時00分から午後6時45分まで
	休憩時間	午後1時00分から午後2時00分まで

附 則 (規程第35号)

この規程は、平成27年4月1日(以下「施行日という。」)から施行し、第26条第5項の改正規定は施行日の前日から引き続き病気体暇中の者についても適用する。